

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2022年11月16日付第2073号

モスクワ

2022年10月 7 日付ロシア連邦大統領令第723号の諸規定の実行にあたっての監査実施規則の承認について

2022年10月 7 日付ロシア連邦大統領令第723号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に対応するための燃料エネルギー部門における追加特別経済的措置の適用について」第 1 項「k」号を履行するために、ロシア連邦政府は下記を **決定する**：

ここに添付する「『2022年10月 7 日付ロシア連邦大統領令第723号』の諸規定の実行にあたっての監査実施規則」を承認する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2022年10月 7 日付ロシア連邦大統領令第723号の諸規定の実行にあたっての監査実施規則

1. 本規則は、1995年6月30日に締結されたチャイヴォ、オドプトゥおよびアルクトゥン・ダギ鉱床の開発に関する生産物分与協定（以下、「協定」）の履行に関連する外国の法人（その支店）および（または）自然人の事業に対して、2022年10月7日付ロシア連邦大統領令第723号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に対応するための燃料エネルギー部門における追加特別経済的措置の適用について」（以下、「大統領令」）第1項「k」号にしたがって行われる監査の実施結果に関する報告書を作成し、承認する手順を定めるものである。

2. 大統領令第1項「k」号において、監査とは、協定の履行に関連する外国の法人（その支店）および（または）自然人の事業を分析することをいう。

3. ロシア連邦財務省は財務監査を、連邦環境・技術・原子力監督庁は技術監査を、連邦自然利用監督庁は環境監査を、それぞれ、必要であれば関係する連邦行政機関および組織の参加を得て、実施する。

4. ロシア連邦エネルギー省は、上記以外の監査の実施に関する提案を、関係する連邦行政機関および組織をそうした監査を実施するために参加させる必要がある旨を記載したうえで、ロシア連邦政府に提出することができる。

ロシア連邦政府、ロシア連邦政府議長、ロシア連邦政府第一副議長、ロシア連邦政府副議長は、当該の監査が実施されるようはからうことを連邦行政機関に委任することができる。

5. 監査は、監査の対象とされる法人および自然人の一覧を承認する旨のロシア連邦政府の決定が発効した日から60日以内にこれを実施する。

6. 監査は、協定が効力を有する全期間に対してこれを実施する。

7. ロシア連邦財務省、連邦自然利用監督庁、連邦環境・技術・原子力監督庁および本規則第3項に掲げる連邦行政機関は、監査の終了の日から15日以内に、監査の結果について作成した資料をロシア連邦エネルギー省に提出する。当該の資料には、コンソーシアムの外国参加者が大統領令第1項「k」号の要求事項を遵守しなかったことによって生じた被害を含む、発生した被害の金銭的評価額、ならびに大統領令第1項「m」号を履行するために大統領令第1項「l」号にしたがって当該の被害を補償する義務が課される対象として提案される法人および自然人の一覧を記載することができる。

8. 監査において実施される措置は、本規則第7項に掲げる連邦行政機関が監視（監督）において実施する監視（監督）措置とは異なる。

9. 監査を実施するための一次文書としては、ロシア連邦会計検査院の資料、連邦行政機関の監視（監督）措置に関する資料、法執行機関の資料、ならびに公的リソースから得られたその他のデータなどを用いることができる。

10. 監査報告書の作成は、本規則第7項にしたがって作成された監査結果についての資料を考慮に入れたうえで、ロシア連邦エネルギー省がこれを行う。

11. 監査の結果から被害発生が判明した場合、ロシア連邦エネルギー省は、コンソーシアムの外国

参加者が大統領令第1項「k」号の要求事項を遵守しなかったことによって生じた被害を含む、監査の結果から判明した被害の金銭的評価額に関する資料、ならびに大統領令第1項「m」号を履行するために大統領令第1項「l」号にしたがって当該の被害を補償する義務が課される対象として提案される法人および自然人の一覧を監査報告書に記載するものとする。

12. 発生した被害の評価を行うにあたり、ロシア連邦財務省、連邦自然利用監督庁、連邦環境・技術・原子力監督庁、ロシア連邦エネルギー省および本規則第3項に掲げるその他の連邦行政機関は、関係する連邦行政機関および組織に参加させることができる。

13. 監査報告書には、ロシア連邦エネルギー大臣、ロシア連邦財務大臣、連邦自然利用庁長官、連邦環境・技術・原子力監督庁長官および本規則第3項に掲げるその他の連邦行政機関の長が署名を行うものとする。

14. ロシア連邦エネルギー省は、本規則第7項にしたがって作成された監査結果に関する資料の最後のものを受領した日から15日以内に、ロシア連邦政府に対して監査報告書を送付する。

本規則第11項に掲げる場合、ロシア連邦エネルギー省は、本項第1段落に掲げる期限までに、ロシア連邦政府に対して、発生した被害の規模の確定ならびに大統領令第1項「m」号を履行するために大統領令第1項「l」号にしたがって当該の被害を補償する義務が課される法人および自然人の特定に関するロシア連邦政府の決定の草案を送付する。